「浅間山の噴火警戒レベル」

お茶の水女子大学附属小学校　田中　千尋

2004 年（平成 16 年）9 月に中規模の噴火をした浅間山。2009 年（平成 21 年）にも、ごく小規模な噴火を起こしたが、その後は平穏な平穏な状態が続いていた。2011 年（平成 23 年）の東日本大震災のあとも、浅間は噴火をすることはなかった。

浅間山は我が国有数の活火山であるから、さまざまな公的機関や研究機関が常に監視をしている。住民に対して直接警報を出すのは、気象庁火山部である。気象庁の噴火警戒レベルは、以下の５段階で発令される。

【レベル５（避難）】：危険な居住地域からの避難等が必要。
【レベル４（避難準備）】：警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。
【レベル３（入山規制）】：登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。（浅間山の場合火口から 4km）
【レベル２（火口周辺規制）】：火口周辺への立入規制等。（浅間山の場合火口から 2km）
【レベル１ （平常）】：火口内等への立入規制。（浅間山の場合火口から 500m）
（注：避難や規制の対象地域は、地域の状況や火山活動状況により異なる）

一番下の２行が重要で、浅間山の場合、登山道の閉鎖など、火口からの単純距離とは別の規制も行われる。今回（2015 年 6 月 11 日）の気象庁の発表では、浅間山の噴火警戒レベルが１から２に引き上げられた。以下がその発表本文である。

【１．火山活動の状況及び予報警報事項】
浅間山では、４月下旬頃から山頂直下のごく浅いところを震源とする体に感じない火山性地震が多い状態が続いています。また、二酸化硫黄の放出が増加しており、その放出量は６月８日の観測で１日当たり５００トン、本日（６月１１日）の観測では、１７００トンと急増しています。これらのことから、浅間山では火山活動が高まっていると考えられ、今後、火口周辺に影響を及ぼす小規模な噴火が発生する可能性があります。

【２．対象市町村等】
以下の市町村では、火口周辺で入山規制などの警戒をしてください。
群馬県：嬬恋村　＊北軽井沢は長野原町なので、警戒範囲に含まれていない。
長野県：小諸市、軽井沢町、御代田町

【３．防災上の警戒事項等】
火口から概ね２キロメートルの範囲では弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒してください。登山者等は地元自治体等の指示に従って危険な地域には立ち入らないでください。また、風下側では降灰及び風の影響を受ける小さな噴石に注意してください。

写真は、北軽井沢（浅間山北西麓）から見た、今朝（2015 年 6 月 13 日午前 7 時頃）の浅間山である。一見噴火しているように見えるかも知れないが、これは噴火ではない。「白煙」あるいは「噴気」と呼ぶべきものである。火山灰や火山礫などの固形砕屑物は含まれず、その主体は火山ガス（二酸化硫黄など）と、水蒸気が凝結した水滴の混合物である。

肉眼的（光学的）観測では、今のところ浅間山は平穏である。しかし、山麓から火口壁内部は見えない。今後の火山活動に十分注視したいと思う。